

お客様の資産は 守られています！



証券会社の分別保管

Q&A

日本証券業協会

～ 分別保管とは ～

ぶんべつほかん

「**分別保管**」— ちょっと耳馴れない言葉ですが、証券投資をされているお客さまには一番大切なこと。お客さまが証券会社に預けられた大切な資産を守り、万が一証券会社が破綻しても、そのすべてをお客さまに返還できるようにする仕組み - **証券投資だけのセーフティネット**の一つです。

分別保管は、文字どおり、**お客さまが証券会社に預けた大切なお金や有価証券を、証券会社の資産とは厳格に区分して保管する制度**のことです。例えば、株券の場合、証券保管振替機構(ほふり)という第三者の機関で区分して保管したり、お金は、信託銀行に信託財産として管理されています。これらのことは、すべて法律で厳しく義務づけられていて、**適正に実施されるための十分な対応**が図られています。

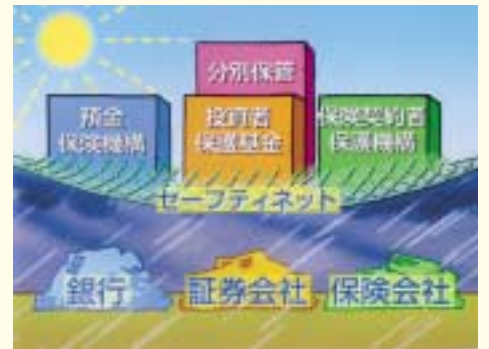
分別保管は、証券投資をされるお客さまの大切な資産を守るキーワード。証券会社は万が一破綻しても、分別保管があるからお客さまの資産を全て円滑に返還することができるのです。分別保管でお客さまの資産はいつも守られています。



Q1

セーフティネットとはなんですか。

金融・証券界におけるセーフティネットとは、広く金融機関等が破綻した場合に備え、お客さまの資産を保護する仕組みのことをいいます。具体的には、銀行預金には預金保険機構、生保・損保には保険契約者保護機構、証券投資には分別保管と**投資者保護基金**があります。証券界においては、セーフティネットの一つとして分別保管という制度がありますが、分別保管されていても万が一、返還に不足が生じた場合などに備え、**投資者保護基金**という機関がセーフティネットとして存在します。つまり証券会社のセーフティネットは二重になっているのです。



Q2

銀行に預金するのと証券会社に預けるのとではどのような違いがあるのですか。



銀行はお客さまから預かった金銭を他の会社などに貸し付けて運用していますので、預かった金銭の大部分はどこかに融資されているのが普通ですから、お客さまの預金と銀行の資産とを分けて保管しておくことはできません。それに対して証券会社は、お客さまの資産を保護預り契約等により、文字どおりお預かりしているだけで、これを勝手に他に貸し付けたり運用したりすることはできません。同じ預けるという言葉を使っても、銀行に預金として預けるのと、証券会社に株式や債券等を預けるのとでは、内容が違うのです。

それで、証券会社には分別保管が義務づけられているわけです。お客さまからお預かりした資産は、証券会社自身が保有する資産と、保管場所を明確に区分して、かつ、お客さまの有価証券については、

何が誰のものかがハッキリ分かるように保管することが、証券取引法で義務づけられています。

Q3

お客様の有価証券について保管場所を明確に区分して保管することですが、具体的にはどのように行われているのですか？



多くのお客様からお預かりしている株券等は、そのほとんどが保管振替機関である証券保管振替機構(ほふり)で保管されています。ほふりには、証券会社を含む数多くの金融機関が参加して、それぞれの参加者別に口座を開いています。例えば証券会社の場合は、証券会社の自己分とお客様の分が、ほふりの帳簿上で判別できるように管理されています。

それに加えて、個々のお客様それぞれの持分については、証券会社の帳簿等で直ちに分かるようになっています。また、お客様から特に申し出があった場合などには、証券会社が自社で保管することもあります。その場

合、株券であれば、一枚一枚記番号が記されているので、その記番号がどのお客様のものか分かるように、帳簿等によって特定しておく方法やお客様から預かった有価証券すべてをお客様ごとに一つのファイルにまとめて封入し、これを金庫に入れて保管する方法で厳格に分別保管されています。



累積投資などの投資信託やミニ投資で買った株券等については、どのように保管しているのでしょうか。

Q4

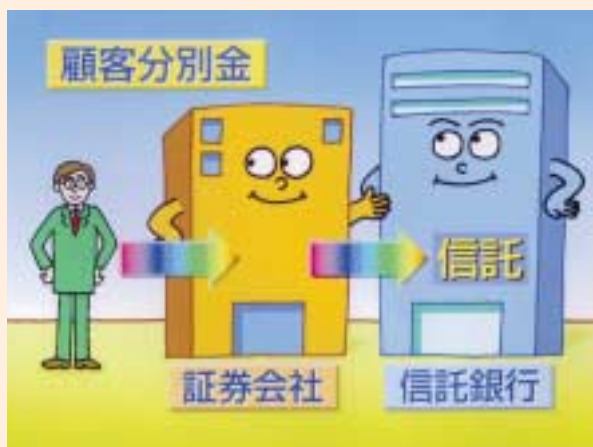
投資信託の受益証券やミニ投資で購入した株券等については共有関係にあるので、証券会社分と個々のお客様分を物理的に分別して保管するのが難しいため、それぞれのお客様の持分が証券会社の帳簿等で直ちに判別できる状態で保管することが義務づけられています。

また、投資信託や国債、地方債といった公共債は、銀行などの金融機関でも販売されていますが、証券会社と同様に分別保管が義務づけられています。



Q5

証券会社に預けてある金銭の分別保管はどのように行われているのでしょうか。



証券会社がお預かりしている金銭には、株式などの買付けに充てるための金銭や、売却代金や償還金など一時的に預けたままになっている金銭があります。こうしたお客様に返さなければいけない金銭は、「顧客分別金」として、信託銀行に信託してあります。

これは、例えば証券会社が破産したとき、金銭を預けたお客様は、その返還を請求することはできませんが、他の一般債権者とともに証券会社に残った財産から分配を受けることになります。そこで、こうしたことからお客様の資産を守り、スムーズに返還するためにもっとも安全な方法として、顧客分別金は法律に基づき信託銀行に信託されています。

Q6

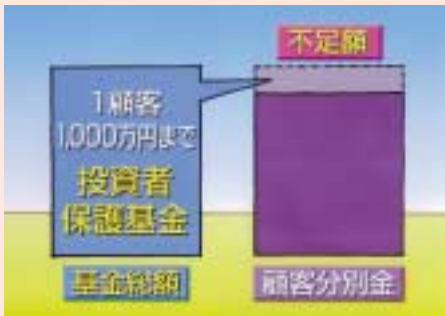
信用取引の場合どのようになりますか。

信用取引の場合は、委託保証金現金及び代用有価証券が分別保管の対象となります。

なお、本担保証券及び本担保現金(いわゆる建玉)については、分別保管の対象とならないため、本担保証券の時価と貸し付けた金銭、本担保現金と売り付けた証券の時価との差額である評価益は顧客分別金の対象とはなりません。また、証券会社が破綻した場合には**投資者保護基金**の補償対象にもなりません。そのため、信用取引の評価益については一般債権者として破綻した証券会社の財産から債権額(評価益相当額)に応じて支払いを受ける権利だけが残されています。

投資者保護基金とはどのような機関ですか。

Q7



投資者保護基金は、証券会社が破綻したときに、顧客分別金に一部不足額が生じた場合など全額の返還ができなくなったときに、お客さま一人あたり1,000万円を上限として、その不足額を補償する機関です。証券会社がお預かりしているお客さまの資産は、分別保管によって全部返還されることが前提となっていますので、**投資者保護基金**は、お客さまの資産の返還が万が一滞りするような場合の備えとして、二次的に発動する仕組みになっています。

Q8

分別保管の適正な実施は、どのように確保されているのですか。

証券会社が分別保管を適正に行っていない場合には、法律で厳しい罰則が定められています。例えば、会社は6ヶ月以内の業務停止処分、3億円以下の罰金が課せられますし、代表者・従業員は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられるとされています。

しかし、罰則が適用される以前に証券会社が分別保管を徹底して実施することが何より重要です。そこで、証券界では分別保管が適正に行われているかどうかについて、様々な角度からチェックする体制を築いています。

具体的には、証券会社は金融庁の検査や日本証券業協会の監査を定期的に受けているのに加え、監査法人または公認会計士によるチェックを毎年受けることとされています。

そして更に、万が一証券会社が破綻しそうになったときには、日本証券業協会が特別監査に入ってチェックすることになっています。

定期検査
金融庁

定期監査
日本証券業協会

チェック!!
監査法人
公認会計士

特別監査
日本証券業協会



日本証券業協会